

議第77号から議第79号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指定期間
77	京都市岩倉南児童館	京都市西京区桂上野中町242番地 社会福祉法人金嶺会	左記の施設を開館する日から平成28年3月31日まで
78	京都市朱雀第三児童館	京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の11 社会福祉法人京都保育センター	同 上
79	京都市西京極西児童館	京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	左記の施設を開館する日から平成29年3月31日まで

提案理由

京都市岩倉南児童館ほか2館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるため提案する。